

ロシア連邦

連邦法

連邦法「ロシア連邦の産業政策について」の改正について

国家院（下院）採択 2022年9月28日

連邦院（上院）承認 2022年10月4日

第1条

2014年12月31日付連邦法第488-FZ号「ロシア連邦の産業政策について」（ロシア連邦法令集、2015、No. 1、掲載番号41；2016、No. 27、掲載番号4298；2018、No. 27、掲載番号3943；2019、No. 31、掲載番号4449）に以下の変更を加える：

1）第6条において：

a) 第1項に以下を内容とする第14号、第15号を追加する：

「14) 造船の概算費用および船舶の設計、建造、修理、処分の価格の根拠の正確性の検査（鑑定）実施の手順、その検査の結果を踏まえた鑑定書発行手順、造船概算費用の根拠の正確性の検査（鑑定）実施に対する支払い設定手順、ならびに造船の概算費用および船舶の設計、造船、修理、処分の価格の根拠の正確性の検査（鑑定）を実施する組織の選抜手順、当該組織の権限の停止および剥奪の手順、当該組織に対する要求事項を承認する；

15) 船舶の設計、建造、修理、処分への労働投入量規準の策定および承認の規則を承認する。」；

b) 第3項に以下を内容とする第10～15号を追加する：

「10) 造船概算費用の算定ならびに船舶の設計、建造、修理、処分の価格の算定および変更の際に使用される方法論的文書を承認する、また造船概算費用ならびに船舶の設計、建造、修理、処分の価格の算定および変更の諸問題に関する方法論的指導を行う；

11) 船舶の設計、建造、修理、処分への労働投入量の算定の際に使用される方法論的文書を承認する、また船舶の設計、建造、修理、処分への労働投入量の算定の諸問題に関する方法論的指導を行う；

12) 造船概算費用の根拠の正確性の検査（鑑定）結果を踏まえた鑑定書の書式を承認する；

13) 船舶の設計、建造、修理、処分への労働投入量規準を承認する；

14) 予算業務分野の国家政策策定および法規制機能を遂行する連邦行政機関、ならびに反独占法遵守についての法規文書の採択およびその遵守状況の監督機能を遂行する連邦行政機関と合意の上で、造船概算費用算定の手順を定める；

15) 船舶の設計、建造、修理、処分への労働投入量の決定の手順を定める。」；

2）以下を内容とする第4章の1を追加する：

「第4章の1 船舶の設計、建造、修理、処分にに関する産業政策の例外規定

第22条の1. 船舶の設計、建造、修理、処分に關する産業政策の立案および実行

船舶の設計、建造、修理、処分に關する産業政策の立案および実行は、本連邦法、その他の連邦法、ロシア連邦のその他の法規文書およびロシア連邦政府が承認する造船産業発展戦略が定める目的、課題および優先的方向性にもとづいてこれを行う。

第22条の2. 造船概算費用決定ならびに造船概算費用および船舶の設計、建造、修理、処分の価格の根拠の正確性の検査（鑑定）に關する産業政策の立案および実行

1. 船舶の設計、建造、修理、処分に携わる活動主体に物的および財務リソースの合理的で効率的な利用を促すために、造船概算費用算定ならびに造船概算費用および船舶の設計、建造、修理、処分の価格の根拠の正確性の検査（鑑定）実施に關する産業政策を立案し、実行する。本条の規定は国防発注における諸関係および商品（役務、サービス）の輸出にかかわる諸関係には適用されない。

2. 船舶設計の際には、造船概算費用および造船への労働投入量が決定されるものとする。

3. 造船概算費用は、管轄機関が定める手順により、原価法を用いて算定される。

4. 造船概算費用は、造船価格が決定されるまで、全面的または部分的に連邦予算、ロシア連邦構成主体予算、地方予算から資金を提供される投資プロジェクトの効果検証の際に、設備投資の形で行われる投資活動にかかわる諸関係に対して適用され、また造船の際および造船価格の決定にあたって国家支援策が講じられる際に適用することもできる。

5. 造船概算費用の根拠の正確性の必須検査（鑑定）は、全面的または部分的に連邦予算から資金を提供される予定の投資プロジェクトに対する、設備投資に拠出された連邦予算資金の利用効果を調べるための、1999年2月25日付連邦法第39-FZ号「ロシア連邦における設備投資の形で行われる投資活動について」に定める検証を行うために船舶国家発注者による文書の提出が必要な場合に、また全面的または部分的にロシア連邦構成主体の予算、地方予算から資金を提供される予定の投資プロジェクトに対する、設備投資に拠出された当該予算資金の利用効果を調べるための、ロシア連邦構成主体の法規文書、地方自治体の法規文書に定める検証を行うために船舶発注者による文書の提出が必要な場合に行われる。

6. 造船概算費用の根拠の正確性の検査（鑑定）実施の結果として、造船概算費用を正確と認める鑑定書（肯定的鑑定書）または不正確と認める鑑定書（否定的鑑定書）が作られる。否定的鑑定書を受け取った場合、造船概算費用の根拠は、その鑑定書に記載された注意にしたがって訂正され、再度正確性の検査（鑑定）を受けるために提出されるものとする。

7. 国家支援策が講じられる場合、造船概算費用ならびに船舶の設計、建造、修理、処分の価格の正確性の検査（鑑定）は、ロシア連邦政府の文書が定める場合に行うことができる。

8. 造船概算費用ならびに船舶の設計、建造、修理、処分の価格の正確性の検査（鑑定）は、本条第5項および第7項に定める場合のほか、2103年4月5日付連邦法第44-FZ号「国および地方自治体のニーズを満たすための商品、役務、サービスの調達に關する契約制度について」第22条第22項にしたがって管轄機関が定めた場合にも行うことができる。

9. 本条第5項、第7項および第8項に定める場合のほか、造船概算費用ならびに船舶の設計、建造、修理、処分の価格の正確性の検査（鑑定）は、船舶設計文書策定技術課題、調達実施通知または船舶設計文書策定調達についての文書（2013年4月5日付連邦法第44-FZ号「国および地方自治体のニーズを満たすための商品、役務、サービスの調達に關する契約制度について」または2011年7月18日付連邦法第223-FZ号「特定の種類の法人による商品、役務、サービスの調達について」によって調達文書が定められている場合）に定められた場合にも行うことができる。

10. 本条第7項および第8項に定める場合のほか、船舶の設計、建造、修理、処分の価格の正確性の検査（鑑定）は、船舶の設計、建造、修理、処分についての契約に定められた場合に、または双方の合意により、行うことができる。

11. 船舶の設計、建造、修理、処分の価格の根拠の正確性の検査（鑑定）の結果は、ロシア連邦の法および船舶の設計、建造、修理、処分についての契約の条件にしたがって、価格を決定または変更する際に考慮される。

第22条の3. 船舶の設計、建造、修理、処分への労働投入量算定に関する産業政策の立案および実行

1. 船舶の設計、建造、修理、処分にかかわる活動主体に労働リソースの合理的で効率的な利用および労働生産性の向上実現を促すために、管轄機関は、船舶の建造、修理、処分の計画書、詳細設計文書、操業引渡文書及びその他の設計文書の策定を含む、設計への労働投入量算定に関する産業政策の立案および実施を行う。

2. 船舶の設計、建造、修理、処分への労働投入量は、生産業務にかかわる労働者数の計画および船舶の設計、建造、修理、処分の価格に含められる労賃支払い費用の根拠付けのために、管轄機関が定める手順によって算定される。

3. 船舶の設計、建造、修理、処分への労働投入量の規準には、船舶の設計、建造、修理、処分にかかわる所定の作業量実施のための工数および、船舶の設計上の特異事項と作業実施の組織的・技術的条件を踏まえた船舶の設計、建造、修理、処分への労働投入量の計算方法が含まれる。」。

第2条

本連邦法はそれが公布された日から180日が経過した時点で発効する。

ロシア連邦大統領 V.プーチン

モスクワ、クレムリン

2022年10月7日

第390-FZ号